16 世紀後半北西ドイツ都市における カルヴァン派亡命者のネットワーク ----- ヴェーゼル市の長老会を中心に -----

望月秀人*

要旨

16世紀後半のネーデルランド反乱の際に、北西ドイツには大量のカルヴァン派亡命者が流入した。とりわけヴェーゼル市は、ネーデルランドと日常的に商業取引を持つ、代表的なプロテスタント都市として知られていた。カルヴァン派亡命者はそこで長老会を組織し、それを一つの拠点として、4段階のニーダーライン教会会議ネットワークを形成した。本稿では、この亡命者ネットワークの実態、それが各地の亡命者の生存に果たした役割、およびその国制史上の意義の解明を試みる。

キーワード:宗教改革,長老会,宗教難民

はじめに

本稿では、16世紀後半の神聖ローマ帝国北西部、クレーフェ公国の領邦都市ヴェーゼル (Wesel) に焦点を当て、ネーデルランド系カルヴァン派亡命者ゲマインデ (信徒共同体) のネットワークを考察する. ヴェーゼルはネーデルランドと地理的に隣接し、フラマン人と文化面・言語面での同質性を有していた. 加えて、商業の面でも、古くからネーデルランドときわめて親密な関係にあった(1).

また、ヴェーゼル市は領邦君主の教派的寛容政策の下、共同体の比較的自由な教派決定権を行使していた。このため、ネーデルランド反乱、いわゆるオランダ独立戦争の際には、大量の「信仰の亡命者」がヴェーゼル市に流入した。その一部は若干の摩擦を経つつもこの都市に定着し、一部は故国の戦況を眺めつつ機会をうかがって帰郷した。さらに一部は、この都市を中継点として他の地域に逃れていった。このようにヴェーゼル市は亡命者ネットワークの重要な結節点を成

^{*}日本福祉大学非常勤講師

⁽¹⁾ Edith Ennen, Grundzüge des niederrheinländischen Städtewesens im Spätmittelalter (1350-1550), in: Edith Ennen und Klaus Flink (Hg.), Soziale und wirtschaftliche Bindungen im Mittelalter am Niederrhein, Kleve, 1981, S. 55-94, hier S. 77.

していたのである.

このネーデルランド反乱に伴う大量の亡命者の流入について、ドイツでは 19 世紀末以来、主として二つの問題関心から研究が進められた。一つはネーデルランドの進んだ技術のドイツへの移転という問題であり、もう一つはニーダーライン地方のカルヴァン派教会の起源の探究である。ヴェーゼルについては、W. ザルメンハウスが 1913 年に、技術移転と亡命者ツンフトに関する詳しい研究を発表している⁽²⁾。また、時代は下るが、W. シュテンペルのヴェーゼル宗教改革史研究は、カルヴァン派教会の起源に関する研究の流れを引くものであると言える⁽³⁾。

それらの研究を体系化し、1972 年ハインツ・シリングは主として市民 (経済) 生活と宗教生活に注目して、各都市における亡命者の受け入れの比較類型化を行った。すなわち、市民生活と宗教生活において在地住民と亡命者の間に緊張の見られる類型 (ケルン、フランクフルト・アム・マイン)、どちらか一方において対立が見られる類型 (ロンドン、ハンブルク)、摩擦無き統合の類型 (アーヘン、エムデン) という三類型である。その際、ヴェーゼルは最後の類型の代表例として位置付けられている⁽⁴⁾。

このシリングの研究は、現在でも最重要文献の一つである.しかし、それは主として、亡命者受け入れのあり方を規定した諸条件の、各都市ごとの比較検討であった.それに対して、亡命者に内在した視点、状況への亡命者の主体的対応に注目する視点の重要性が提起され、亡命者のネットワークへの関心が高まりつつある.1973年のR.v.ロースブルックの研究は、亡命者たちがその強いられた機会を利用して、商業ネットワークを築くさまを描き出した(⑤).また1980年代以降、カルヴァン派の国境を越えた教派ネットワークについても、研究が進められている(⑥).これらのネットワークは既存の政治的境界の意義を相対化する、「下からの」秩序形成の動きとも見なし得るものである。

本稿では、こうした亡命者に内在した視点から、その商業的・教派的ネットワークの広がりと

⁽²⁾ Wilhelm Sarmenhaus, Die Festsetzung der niederländischen Religionsflüchtlinge im 16. Jahrhundert in Wesel und ihre Bedeutung für die wirtschaftliche Entwickelung dieser Stadt, Wesel, 1913.

⁽³⁾ Walter Stempel, ...unnder beider gestalt...Die Reformation in der Stadt Wesel, Wesel, 1990.

⁽⁴⁾ Heinz Schilling, Niederländische Exulanten im 16. Jahrhundert. Ihre Stellung im Sozialgefüge und im religiösen Leben deutcher und englischer Städte, Gütersloh, 1972. 彼は後に研究の進展を踏まえ、自著を補完する論文を発表している. Heinz Schilling, Niederländischen Exulanten im 16. Jahrhundert, in: Geschichte in Wissenschaft und Unterricht, Jg. 43 Heft 2, 1992, S. 67-78. 小倉 欣一「信仰避難民と経済的革新 —— 近代初期ネーデルラント・カルヴァン派教徒のドイツ移住問題 ——」『(東洋大学経済研究会) 経済論集』18-1(1992 年 10 月), 45~54 頁も参照.

⁽⁵⁾ Robert van Roosbroeck, Niederländische Glaubensflüchtlinge und die Wirtschaftsentwicklung der deutschen Städte, in: Herbert Helbig (Hg.), Führungskräfte der Wirtschaft in Mittelalter und Neuzeit 1350-1850, Teil 1, Limburg, 1973. 諸田實「信仰の亡命者 ―― ドイツ経済史への影響 ――」 『神奈川大学商経論叢』14-1(1978 年 7 月), 69~93 頁も参照.

⁽⁶⁾ Menna Prestwich (ed.), International Calvinism 1541-1715, Oxford, 1985 や, 西川杉子「プロテスタント国際主義から国民意識の自覚へ」 『史学雑誌』105-11 (1996 年), 1~29 頁など.

機能を解明する研究を、16世紀ドイツ国制史研究の大きな流れと接合させたい、ドイツ国制史研究の主流をなす教派(宗派)体制化(Konfessionalisierung) — 一方で政治権力が教派教会の後ろ盾を得て権力の正当化を図り、他方で教派教会が政治権力の後ろ盾を得て、教義の差異を先鋭化しつつ自教派の強化を図り、この両者がそれぞれの領域で民衆を規律化するという、近代国家形成の第一段階を成す過程を指す概念 — の研究においては、近年16世紀社会の流動性が再注目されつつあるように感じられる。政治の主導権をめぐって等族・領邦君主・皇帝が対立し、諸教派もその教義を未だ固めておらず、政治権力と教派教会との結びつきも揺れ動いていた。こうした流動的な状況が凝固し始めるのは、まさしく1570年代以降の教派体制化の過程を通じてであった。亡命者と彼らの作り上げたネットワークの存在は、こうした流動的な社会の中でこそ、重要な意義を持ったと言えるのではないだろうか。

その際、ヴェーゼル市の亡命者を扱った近年の重要な研究として、アヒム・デュンヴァルト「教派抗争と国制闘争』(1998年)で が挙げられる。本書はネーデルランド人亡命者の宗教的・経済的影響についての従来の研究を、政治的・社会的視座から補完し、それを教派体制化という問題設定および「国家の凝集」過程と結び付けることを企図した研究であり、亡命者受け入れをめぐる多様な統治権力の衝突と国制闘争との関係を軸に、議論を展開している。のみならず、亡命者数の見直し、ヴェーゼル以外のクレーフェ領邦都市への目配り、亡命者ゲマインデ概念の再検討など、従来のザルメンハウス、シュテンペル、シリングらの研究に対し、批判的な再検討が加えられている。ただし本書には、クレーフェ公によるカトリック教派体制化の挫折という、上からの視点を重視するあまり、下からのカルヴァン派教派体制化の動きを過小評価しているという、F. コナースマンによる批判が存在する(®)。本稿はこのコナースマンによる批判を引き継ぐものである。

なお日本の研究においても、石坂昭雄氏が先駆的にこのテーマに注目し、佐藤弘幸氏・小倉欣一氏と並んで、ネーデルランド人亡命者による技術移転の問題を扱った論文を発表している.最近では須永隆氏が、早稲田・亜細亜大学の紀要に、イギリスにおけるプロテスタント亡命者の受け入れ、亡命者の経済活動・教会規律に関する一連の論文を発表している.また小倉氏と諸田實氏は、それぞれシリングとロースブルックの研究を紹介する論文を発表している.ただし、亡命者ネットワークに関する実証研究は、未だ今後の課題と言えるのではないだろうか(9).

⁽⁷⁾ Achim Dünnwald, Konfessionsstreit und Verfassungskonflikt. Die Aufnahme der niederländischen Flüchtlinge im Herzogtum Kleve 1566-1585, Bielefeld, 1998.

⁽⁸⁾ Rheinische Vierteljahresblätter, Jg. 66 (2002), S. 397-400 における Frank Konersmann による書評参照.

⁽⁹⁾ 石坂昭雄「16 世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住 — その経済史的概観 — 」『北海道大学経済学研究』27-1 (1977 年 3 月),307~347 頁;石坂昭雄「ヴェストプロイセンに おけるネーデルラント系メンノー派コロニーの形成とその経済活動 (1525-1772)」(1)(2)(3)『北海道大学経済学研究』34-4 (1985 年 3 月),33~53 頁,35-1 (1985 年 6 月),17~33 頁,35-2 (1985 年 9 月),28~57 頁;石坂昭雄「プファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)におけるネーデルラント

以上を踏まえて本稿では、第一にヴェーゼル市を中心として亡命者が創り上げた長老会の教派 ネットワークの実態を解明し、それが各地の亡命者の生存に果たした役割を探りたい。また第二 に、それを教派体制化の始まりという時代状況の中に位置付け、その国制史上の意義をも問い直 すことを目ざしている。そのために、まず第一章でクレーフェ公国における教派状況と亡命者の 受け入れについて概観する。次いで第二章でネーデルランド人亡命者のプロフィールと彼らの創 設した長老会組織について検討し、第三章で長老会のネットワークとその歴史的意義について論 じる。

本稿で用いる史料については、第一に 1573~82 年のヴェーゼル改革派長老会文書(**) が挙げられる.これは、ほぼ毎週の長老会会議記録 (一条項平均 4~5 行、一週平均 7~8 条項くらい)、書簡、教会会議決議などから成る長老会の内部文書であり、改革派亡命者の日常生活がよくうかがわれる文書である.ただしこの文書においては、亡命者が主体となって形成されたはずの、ツンフトに関する条項が少ない.おそらくは、長老会が宗教と世俗の領域を分離しようとしたためであると考えられる.したがって、ヴェーゼル市のツンフト規約 (公布主体は都市参事会・市長・参審人であるが、おそらくツンフトが草案を作成)、市民簿、参事会文書、都市会計簿、法令集など(**)も、補完的に用いる.

系カルヴァン派亡命者コロニーの形成とその経済活動(1562-1622) ―― ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者」(1)(2)(3) 『北海道大学経済学研究』39-1(1989 年 6 月)、40~69頁、42-2(1992 年 9 月)、17~42 頁、43-1(1993 年 6 月)、1~43 頁;小倉欣一「フェットミルヒ反乱考」『東洋大学経済論集』11-1・2(1986 年 1 月)、121~142 頁;佐藤弘幸「17 世紀レイデン毛織物工業とネーリング制」(上)(下)『経営と経済』137 号(1974 年 12 月)、79~111 頁、138 号(1975 年 3 月)、107~135 頁.須永隆氏の研究を一例のみ挙げれば、須永隆「ヨーロッパの宗教戦争とイングランドへのプロテスタント亡命難民」、今関・大西・河島・森・山本・梅津・須永・石原・吉田『教会』(ミネルヴァ書房、2000 年)、第 6 章・小倉・諸田両氏の研究については上記注5・6 を参照。また杉浦末樹「近世オランダ移民研究史動向 ―― ヤン・ルーカッセンの研究を中心に ――」『日蘭学会会誌』24-1(1999 年 10 月)、115~127 頁も参考になる.その他、踊共二『改宗と亡命の社会史』(創文社、2003 年)によって提起された新たな視点=新たな近代化論についても触れたい.彼は改宗と亡命への注目により、平民の信仰の個人主義化の過程を描くことに成功している.しかし、16 世紀後半を扱う本論文では、こうした視点は時期尚早であるように感じられ、むしろ多様な共同体の分析の方が重要である.個人主義化の成否は、こうした多様な共同体との関係如何によって決まるとも考えられよう.

- (II) J. G. J. van Booma und J. L. van der Gouw (Hg.), Communio et mater fidelium. Acta des Konsistoriums der niederländischen reformierten Flüchtlingsgemeinde in Wesel 1573-1582, Köln, 1991. 言語はオランダ語に近い. 世紀末のヴェーゼル市で私にこの本をくださった Walter Stempel 氏に、この場を借りて感謝したい.
- (II) Klaus Bambauer (Bearb.), Weseler Urkunden 1252-1713. Texte aus den Weseler Bürgerbüchern aus dem Nachlass von Dr. Wilhelm Classen, Wesel, 1985; Th. Ilgen (Hg.), Quellen zur inneren Geschichte der Rheinischen Territorien. Herzogtum Kleve. I. Ämter und Gerichte, Düsseldorf, 1978 (Bonn, 1921); Theodor Joseph Lacomblet (Hg.), Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins, 4 Bde., Düsseldorf, 1840-1858 (ND Aalen 1966); Adolf Langhans (Bearb.), Die Listen der Neubürger von 1308-1677, Duisburg, 1950; Jutta Prieur und Wilfried Reininghaus (Hg.), Wollenlaken, Trippen, Bombasinen. Die Textilzünfte in Wesel zwischen Mittelalter und Neuzeit, Wesel, 1983.

第一章 クレーフェ公国における教派状況と亡命者の受け入れ

1. クレーフェ公ヴィルヘルム5世「富裕公」と領邦等族議会

クレーフェ公国におけるネーデルランド人亡命者の受け入れについて考える際には、統治権力と亡命者との関係がまず考察される必要がある。その場合、忘れてはならないことは、「統治権力」の多様性の問題 —— 当時近世国家形成を進めていたクレーフェ公、実際に亡命者を受け入れていた各都市当局、そして最後に亡命者の本来の君主であるスペイン王とそのネーデルランド総督 —— である(12).

まずスペイン王とそのネーデルランド総督について、15世紀末以来、ネーデルランド諸州は ハプスブルク家の支配下にあった、皇帝カール5世はさらに1543年、クレーフェ公を破ってへ ルデルン公国を併合した. この 1540 年代は、フランスとの国境地域から、カルヴァン派が徐々 にネーデルランドに浸透してきた時期に当たる、カールは 1535 年に異端取締令を公布し、1545 年ネーデルランド 17 州に異端審問官を設置した、この頃からプロテスタント亡命者が隣国ドイ ツへ流入する.これ以降、カルヴィニズムは一方でネーデルランドからドイツ北西部へ、さらに 他方でフランス・スイスからプファルツ選帝侯領・シュトラースブルクを経てドイツ各地へ、と いう二つの経路を通じて、ドイツに浸透する、1559年カールの娘パルマ女公マルグリートがネー デルランド総督(執政)となり、異母弟のスペイン国王フェリペ2世の意向を受けて、異端審問 を強化する. しかし、1566 年のカルヴァン派による聖像破壊暴動により、情勢が緊迫すると、 翌年、「鉄の公爵」の異名を持つ、強硬派のアルバ公が総督となり、在地の新教徒と決定的な対 決に至る、これによって、ネーデルランドから、オランイェ公ウィレムを始めとして、大量のプ ロテスタントが隣邦に亡命する、アルバ公はネーデルランド反乱と厳しく対決すると共に、隣国 にカトリックの維持と、未だスペイン国王の臣民である亡命者の引渡しを強く迫った. 1576 年, 総督ドン・ファン (フェリペの異母弟) の懐柔により反乱軍は南北に分断され、1584~90年に は総督パルマ公アレッサンドロ・ファルネーゼ(フェリペの甥)によって南ネーデルランドが再 攻略された、その際、特に1585年のアントウェルペン陥落は、再度大量の亡命者を発生させた。 それに対し、北部諸州は 1579 年以来ユトレヒト同盟を結成し、フランス・ユグノーやイングラ ンド女王エリザベスの支援を受けながら、パルマ公に激しく抵抗し、やがて 1648 年に正式に独 立を勝ち取ることとなる(13).

⁽¹²⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 124. デュンヴァルトは「統治権力」概念をクレーフェ公,スペイン王,都市当局に適用する際,当時の用語法と意識を理由にこの適用を根拠付けている.即ち都市当局は単なる臣民ではなく、個別高権を持ち君主や等族と共に領邦を構成しているというのである.

⁽³⁾ 川口博『身分制国家とネーデルランドの反乱』(彩流社,1995年),森田安一編『スイス・ベネルクス史』(山川出版社,1998年),石坂昭雄「16世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住 —— その経済史的概観 ——」,諸田實「信仰の亡命者」を参照.

他方クレーフェ公国は、ニーダーライン領邦連合の一部を成している。14~15世紀に一方でユーリヒ公国・ベルク公国・ラーフェンスベルク伯領が同君連合国となり、他方でクレーフェ公国とマルク伯領が同君連合国となった。1511年前者の君主が亡くなると、その遺領を娘婿である後者の太子ヨハン3世が継承し、1521年彼が父の跡を継いだ時点でユーリヒ・ベルク・クレーフェ・マルク・ラーフェンスベルク同君連合が成立する(14)。

本論文の対象とする時期のクレーフェ公 — 正確にはユーリヒ・ベルク・クレーフェ公にしてマルク・ラーフェンスベルク伯 — は、ヴィルヘルム 5 世「富裕公」(在位 1539-92 年)である。彼は 1532 年に教会条令を公布した父ヨハン 3 世の跡を継ぎ、基本的にエラスムス的な改革カトリック = 教派的「中道」路線を踏襲した。これは「神の言葉に基づく」という規準を満たせば教派の差異を問わない、教派的寛容政策 (ただし再洗礼派は除外されていた)であり、教派的立場より社会的平和の維持を優先する立場と言える(15)。しかしその結果、彼は意図せずに宗教改革派に普及の余地を与えることになり、これがクレーフェ公国の「特有の道」と呼ばれる多教派並存状況を帰結する。

とはいえ、彼の教派政策が一貫していたか否かについては議論の余地があり(16)、少なくとも時期によって、主として外的要因により、重心の置き方に差異が生じていたことは否めない。クレーフェ公は15世紀末には「その領土においては教皇」(17) と呼ばれており、領内へのケルン選帝侯の影響力を事実上排除し、1540年頃には一時的にルター派に接近していた。しかし、ヘルデルン継承戦争の敗北の結果、1543年のフェンロー条約により、クレーフェ公はカトリック信仰の維持を強制される。以後、公はスペイン・ハプスブルク家による「内政干渉」を受けることとな

⁽¹⁴⁾ Wilhelm Janssen, Kleve-Mark-Jülich-Berg-Ravensberg 1400-1600, in: Land im Mittelpunkt der Mächte, Kleve, 1985 (3. überarbeitete Auflage), S. 17-40, hier S.18; Heribert Smolinsky, Julich-Kleve-Berg, in: A. Schindling und W. Ziegler (Hg.), Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung, Münster, 1995, S. 86-106.

クレーフェ公国(推定人口 6~7万人)の領邦等族は貴族と都市からなる.貴族(騎士層)は免税特権を持たず、その直営地耕作・領主裁判権も、当該時期には衰退していた.彼らの所領は散在し小規模で、1630年にはクレーフェ公国において 106 しかなかったとされる.農民は、大半は既に 1300年頃には領主に地代を支払うのみであり、領邦議会出席権を持たなかったものの、貴族・代官・農民代表からなる自治集会や、教区議会を開催していた.1450年頃以降、農村工業も徐々に展開していた.他方、クレーフェ公国で領邦議会出席権をもつ都市(領邦都市)は7つ存在していた(ちなみにユーリヒでは4都市、マルクでは8都市が領邦都市であった).ヴェーゼル、エメリヒ、クサンテン以外の主要都市の推定人口は1500~2500人くらいとされる(F. L. Carsten, "The Resistance of Cleves and Mark to the Despotic Policy of the Great Elector"、in: The English Historical Review, Vol. 66 No. 259, April 1951, pp. 219-241, hier pp. 220-222; 公国人口についてはDünnwald, a. a. O., S. 19, 21).

⁽¹⁵⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 33ff.

⁽¹⁶⁾ Ebenda, S. 19ff. クレーフェ公は 1560 年代以降も、希望者には聖餐を両形色で受けさせることを認めていた. 市外で受けないようにという配慮からである.

⁽¹⁷⁾ Heinz Schilling, Die Reformation in Deutshland, in: Hans-Ulrich Wehler (Hg.), Scheidewege der deutschen Geschichte. Von der Reformation bis zur Wende 1517-1989, München, 1995, S. 15-27, hier S. 24; Dünnwald, a. a. O., S. 10.

り、とくにネーデルランド反乱の発生した 1560 年代以降は、ネーデルランドのスペイン総督からの圧力が強まった。それに加え、ミュンスター司教区の後継問題、公の評議会の世代交代、クレーフェ公の発病、ケルン戦争が、クレーフェ公をよりカトリックへ接近させた。1570 年代以降、彼が等族特権への積極的介入を始めた背景には、こうした教派問題も影を落としていたのである(18)。

こうした教派問題に対する、領邦等族議会側の対応を追ってみよう(**). 1557 年、初めて領邦議会で教派問題が議題化された. このとき、カトリックとルター派の対話を推進するという公の提案を、「等族間の不信を終え、良きキリストの喜びと協調を根づか」せるため、等族も支持した. 1565 年、領邦の「カルヴィニジールンク」を背景に、改革派への弾圧が強化されると、1577年以降、宗教実践の自由化が等族によって提案される. 1580 年のクレーフェ公への請願に対して、公の評議会は、それは良心のレベルでは許されるが、実践のレベルでは禁止されるとして否認した. しかし、等族は閉会の際に、評議員に更なる要求を行うという、非合法な行動に出た. 1583 年の開会時も同様であった. ここで、アウクスブルク宗教和約の解釈をめぐって、「アウクスブルク信仰告白の信仰同族者」(20) という解釈を援用しつつ、それを諸教派の対等性を保証したものと見なす等族側と、「君主の宗教が領民に行なわれる」という規定を強調する君主側とが対立することになる. しかし、公の評議会内でも見解の多様性が表面化し、結局評議会は、公の従来の解答をそのまま等族に提示し、戦争への中立を約束しただけで、審議は先送りされた. その

⁽¹⁸⁾ Sarmenhaus, a. a. O., S. 15-16; Dünnwald, a. a. O., S. 19ff. こうした流れは、クレーフェ公国だけにとどまらない帝国全般の傾向でもある。シリングによれば、1560 年代は帝国各地でのフィリップ主義(注 28 参照)の崩壊の時期であり、1570 年代は教派体制化への移行期であるとされる(Heinz Schilling, Die »Zweite Reformation« als Kategorie der Geschichtswissenschaft, in: H. Schilling (Hg.), Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland - Das Problem der »Zweiten Reformation«, Gütersloh, 1986, S. 387-437, hier S. 401-411).

クレーフェ・マルク常設評議会は、宮廷(随行)評議会とは別に、1486/89年に等族の圧力により設置され、ここを素通りして行政文書を公布することが、公に禁じられた、それは、固定的な議席・権限・職制、定期的な会議、合議による決定という特徴を持っていた、ユーリヒ-ベルクでも同様の評議会が設置され、これらは公に代わってそれぞれ両地域の日常業務を担当した(Janssen, a. a. O., S. 22ff.).

⁽¹⁹⁾ Oliver Becher, Landstände und autonome adelige Konfessionalisierung in der Grafschaft Mark, in: Westfälische Forschungen, Bd. 53, 2003, S. 43-70. 一部 Dünnwald, a. a. O. により補足. なお, 領邦議会のコミュニケーション構造は、現代の議会のそれとは大きく異なっている。そこでは予め公が議題を提案して後、クレーフェ・マルク領邦議会が貴族・都市合同で開会され、以後は都市と貴族は別の部会で、決議や請願書を公の評議員に渡した。その後公からの解答が手渡されたとき、審議は終了となり、合同で閉会・決議、請願書への返答の読み上げとなる。このように、大抵は文書のやりとりが主であり、議論は殆ど無かった(Barbara Stollberg-Rilinger, Einleitung, in: Westfälische Forschungen, Bd. 53, 2003, S. 1-11. 特に S. 8).

② 「アウクスブルク信仰告白の信仰同族者」とは、カトリックとルター派のみを帝国内で明示的に公認したアウクスブルク宗教和約の枠内にあって、カルヴァン派をルター派の一変種として公認させようとする意図から発した解釈を指す、永田諒一『ドイツ近世の社会と教会』第四章、とりわけ 135~136 頁を参照.

後、1609 年クレーフェ公家は断絶し、1614 年クレーフェ・マルク・ラーフェンスベルクはブランデンブルク領、ユーリヒ・ベルクはファルツ-ノイブルク領となり、クレーフェ公国ではカルヴァン派が優遇されることとなる。クレーフェ公によるカトリック教派体制化の試みは、こうして挫折した。

以上のような等族側の態度からは、教派的というより政治的な公への反対という色彩が強いことがうかがわれよう。彼らのこうした態度の背景には、局地的な教派対立の激化があり、教派的な態度を先鋭にした場合、社会的な騒擾が引き起こされる可能性があったことを恐れたのだと、ベッヒャーは見ている。他方デュンヴァルトは、彼らは公の評議会に強硬な態度をとったが、それに取って代わる態度を示すことは無く、「統一的な教派的地位の創出と安定」という点でのクレーフェ教派体制化の挫折によって、領邦連合の弱体化が帰結された、と否定的に見る(21). しかし当時、さまざまなレベルで諸勢力が相互に競合しつつ、教派化と多教派化の綱引きが行われていたことを、看過してはならない。

2. ヴェーゼル市における亡命者の受け入れ

クレーフェ公国で都市法をもつ 24 の場所の内、領邦都市は 7 つ存在していた。すなわち、商業都市ヴェーゼル (人口約 8000 人)、同エメリヒ (約 3500 人)、同レーズ、宮廷都市クレーフェ、相対的に工業都市と見なされうるカルカール、大助祭座クサンテン (3000 人弱)、そしてデュースブルクである。経済的先進地域ネーデルランドに隣接しているだけあって、公国人口の推定約55% = 3 万 3000 ~ 3 万 8000 人が都市に居住していたとされ、公国における都市の発言力は比較的強かった(²²⁾。

ヴェーゼル市は 1241 年創設のクレーフェ公国最大の領邦都市であり、15 世紀末には皇帝も、帝国都市並みの扱いを試みた程であった⁽²³⁾. C. v. ローツ-コルスヴァレムによれば、1532 年の推定人口は 8400 人で、大規模中都市に相当する⁽²⁴⁾. ライン川とリッペ川の合流地点にあり、西のネーデルランド、北東のヴェストファーレン、南のオーバードイツを経済的に仲介する位置にあるため、早くから商業が発展した⁽²⁵⁾. ヴェーゼルは 1540 年の両形色聖餐(=ルター派宗教改革)導入直後の 1544 年に、初めてネーデルランド(ワロン)人カルヴァン派亡命者を受け入れた.

⁽²¹⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 264, 266.

② Dünnwald, a. a. O., S. 19-22. 公国全体では、1560 年代に住民のほぼ 3 分の 2 がカトリックであったとされる.

② 都市史の概観は、Jutta Prieur (Hg.), Geschichte der Stadt Wesel, Bd 1, Düsseldorf, 1991 を参照 されたい. なお、公国内におけるヴェーゼルの際立った経済的地位については、Dünnwald, a. a. O., S. 22, Tabelle 1 参照.

^{©4} Clemens von Looz-Corswarem, Zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte Wesels. Von den Anfängen bis 1609, in: Jutta Prieur (Hg.), Geschichte der Stadt Wesel, Bd 2, Düsseldorf, 1991, S. 148-202, hier: S. 157-158.

Christian Reinicke, Der Weseler Rheinkran im 16. und frühen 17. Jahrhundert, in: Wesel. Beiträge zur Stadtgeschichte, Wesel, 1985, S. 49-82.

その際,市外半製品の仕上げ禁止,市民子弟への職業教育,再移住禁止,賦課と検印料を条件に,都市は亡命者用の仕上げ用作業場を建設し,アウグスト修道会での亡命者独自の宗教ゲマインデ形成を許可した。ただし、聖餐・洗礼は都市説教師の手で行なわれた。以上のことは、都市が教派の差異よりも経済的利益の方を重視していたことを物語る。事実、都市の主要産業であった毛織物工業は当時危機に瀕しており、ヴェーゼルはネーデルランドの進んだ産業の移植を切実に求めていたのである(28)。

しかし、シュマルカルデン戦争直後の皇帝カールによるカトリック強制 (仮信条協定) への反発から、1552~64年に正統ルター派がヴェーゼル市政を掌握し、都市住民の信仰を厳格なルター派に統一しようと試みた (ヴェーゼルにおけるルター派教派体制化の動き). 1553年メアリの迫害を逃れ、イングランドからヴェーゼルへ逃れてきた亡命者たちは、そのために、カルヴァンによる執り成しにもかかわらず、都市を離れた. 彼らはその後フランクフルト・アム・マインへ、さらにはドイツにおけるカルヴァン派の中心、プファルツ選帝侯国へと亡命した(27). 1564年、市長の甥である正統ルター派神学者へスフーゼンの都市追放で、政権が崩壊した後は、ヴェーゼルではカルヴァン派が事実上公認された (1567・1569年には亡命者・市民による聖像破壊も生じている). ただし、都市はクレーフェ公への配慮から、公式の宗教的立場としては、1612年までフィリップ主義を採用していた. シリングによれば、市参事会構成員も殆ど変わらなかったという、この時期、都市には明確な断絶は見られないのである(28).

1557 年,クレーフェ公はヴェーゼル市内の教区教会である聖ヴィリブロード教会の後見権をプレモントレ追憶 (Premonstratenserinnnen) 修道院から正式に購入し,1540 年以来不在であった同教会の司牧者 (この間都市の任命する説教師が代行していた) に,1559 年公の宮廷説教師ニコラウス・ロリウスを任命した。この司牧者もまたフィリップ主義者であった。彼の任命は等族特権に対する公の介入政策の一環と見なされ得る。彼の跡を継ぎ,1566 年同教会の司牧者となったゲラルト・フェルティウスも,同様に公の宮廷説教師であった。しかし彼は後に,マテナ説教師ヨハン・ハイトフェルトらと共に長老会に出席し,カルヴァン派に接近するようになる(29)。

② Sarmenhaus, a.a.O., S. 26-30 等. デュースブルクでも 1570 年頃絹織物工が市民の子弟を教育する限り, 作業場を自由に使え, その賃貸料を都市がもつことを決定し, 1576 年よそ者ないし来住者の市民加入料を減額した (Dunnwald, a.a.O.,S.129-130).

② 石坂「プファルツ選帝侯国 (ライン・プファルツ) におけるネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの形成とその経済活動 (1562-1622)」(1).

② Schilling, Niederländische Exulanten, S.89-93. フィリップ主義とは、教派の差異にとらわれず、キリストの言葉のみに従うという立場で、反対派から「隠れカルヴィニスト」と呼ばれたルターの友フィリップ・メランヒトンにちなんで名づけられた. このような事情ゆえ、ヴェーゼルの Pastor を司祭と訳すか牧師と訳すか難しく、以下では司牧者と呼ぶことにする. なお、ヴェーゼル市民の子弟の大学選択にも教派の転換が反映されている(村山聡『近世ヨーロッパ地域史論』(法律文化社、1995年)、88~89頁).

② 彼らは教会会議の議長を務めることもあった.

1566 年以降,ネーデルランド反乱勃発に伴って,大量の亡命者が公国とヴェーゼルに流入した.特に 1585 年のアントウェルペンの陥落は多くの亡命者を出したが,その際一族をドイツの各都市に分散させて,新たな商業的ネットワークを形成する家系が出たことは注目に値する⁽³⁰⁾.ヴェーゼルは多くの亡命者を都市に受け入れ,経済的意味よりは宗教的意味で「小アントウェルペン」と呼ばれるようになったのである⁽³¹⁾.

戦局の好転により、ネーデルランドに帰国する亡命者も存在したが、ヴェーゼルでの緩慢なカルヴィニズムの浸透は続き、やがて公家の断絶後、ユーリヒ・クレーフェ継承戦争中の 1612 年に、都市は公式にカルヴィニズムを採用した。

こうしたヴェーゼルにおける亡命者の「摩擦無き統合」と、緩慢なカルヴィニズムの浸透の一つの背景として、新産業の移植による都市経済の発展 = 「経済的奇蹟」があったことは、研究者の見解の一致するところである⁽³²⁾. また上記の通り、ツンフトと教区教会における在地住民との交流も、それに一定の寄与をなしたであろう. しかし、亡命者たちが主体的に作り上げた長老会のネットワークの意義も. 決して看過してはならない.

以上のようなヴェーゼル市の宗教改革と亡命者受け入れの状況は、従来クレーフェ公国の状況の典型としてイメージされてきた。しかし、デュンヴァルトの研究はこのイメージをも是正している。クレーフェ公国には複数形の宗教改革史があり、各都市の異なる教派状況によって、亡命者との接し方もまた多様なのである。1570年代の都市当局の教派はヴェーゼル、デュースブルク、オルゾイが明確な福音主義、エメリヒ、カルカール、クサンテンがカトリック(したがって、カトリックのネーデルランド人はこちらに逃れてくる)、クレーフェ、レーズでは両教派が混在していた。カトリック都市カルカールでは、少なくとも市民権付与の際には都市の信条=カトリシズムへの宣誓が要求された。これによりカトリックの亡命者のみが受け入れられるはずだったが、1569年6月のよそ者リストには、45人中少なくとも3人の聖像破壊者が含まれていた(33)。他方、1570年10月レーズでのクレーフェ都市会議は、よそ者に対する領邦君主の追放命令に関して審議するため、ヴェーゼル、クレーフェ両市が召集したものである。集まった多くの都市がヴェーゼルの起草した公への請願=人口流入の経済的利益ゆえの法令撤回要求に賛成した一方で、エメリヒ、カルカール、クラーネンブルク、ユーデムのみが反対した。カルカール市長はその後、「よそ者の疑わしい来住者」はカルカールには滞在していないので、公への請願は賢明とは思われない旨をエメリヒ市長に伝え、協調を要請したが、それを知ったヴェーゼル書記官は、同様の

⁽³⁰⁾ R. v. Roosbroeck, a. a. O., S. 126-130.

Wilfried Reininghaus, Die Weseler Textilgewerbe vom 14. bis 17. Jahrhundert, in: Jutta Prieur und Wilfried Reininghaus (Hg.), a. a. O., S. 9-47, hier S. 25, Anm. 77.

③ ヴェーゼルの急速な経済発展については、Prieur und Reininghaus (Hg.), a. a. O., S. 164f., Tabelle 2: Abgaben der Ämter an die Stadt Wesel を参照.

⁽³³⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 137.

理由で逆に公の命令を拒否する旨を述べている(34). しかし、彼らは都市会議を通じて、しばしば 教派の差異を超えて団結し、君主に対する自立性を守った.

では、ネーデルランド人亡命者とは、具体的にはいかなる特徴を持った人々であったのか. 章を改めて論じたい.

第二章 ネーデルランド人亡命者と長老会組織

1. ネーデルランド人亡命者のプロフィール

ネーデルランド人亡命者は、主としてイギリス、スイス、オランダ、ドイツに亡命した。なかでもドイツについては、彼らは主として、一方でクレーフェ公国からスイスにまで達するライン地方へ、他方でオストフリースラント伯領からオストプロイセンに及ぶ、北海・バルト海沿岸地方へ移住した(35)、1573~80年にドイツにいたネーデルランド人亡命者数は、約12000人と見積もられる。ただし、1566~85年にクレーフェ公国に、一時的にであれ亡命してきたネーデルランド人の総数は、約15000人と推定されている。1570~85年の公国内の亡命者が3000人以上になることは、おそらく稀であったと考えられる。1568年の徴税リストや他都市との比較から、当時のヴェーゼルにいた亡命者数はおそらく1000人弱とデュンヴァルトは見ている。それに対し、1582年のヴェーゼル・ゲマインデの規模は600人ほどであり、ここにはおそらく亡命者の半分以上は所属していたと見られる。ヴェーゼルから流出する者も当然おり、長老会記録から見る限り、1566~85年のヴェーゼル・ゲマインデへの新規加入者は141名、そこからの流出者は106名という数値が得られる。

こうした数値を他都市とも比較するなら、エメリヒ・ゲマインデは創設時 (1574 年) には 63 人であり、後 150 ~ 200 人に成長した。同じく 1574 年のゴッホ・ゲマインデは約 73 人、レーズ・ゲマインデは約 37 人、ヘネップ・ゲマインデは約 35 人と推定される。ヴェーゼルがニーダーラインにおける亡命の中心地であったことが、ここからもうかがわれる (36).

⁽³⁴⁾ Ebenda, S. 137-138.

⁽³⁵⁾ 石坂「16 世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住」参照.

⁽³⁶⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 106-123. 従来の研究では、ヴェーゼルにおける亡命者数は 6000~7000 人(都市人口の約 40%) と見積もられていた (例えば Schilling, Niederländische Exulanten, S. 70 では7000~8000 人). この数値は Sarmenhaus, a. a. O., S. 18 に起因すると思われる. 彼によれば、史料上 (大半は 1570 年代)確認できるヴェーゼルのネーデルランド人はほぼ 1050 人であり、家族連れだとすれば、4 倍して 4200 人となる. その史料的制約と経済的影響力から考えて、8000~9000 人と見ても差し支えないという. しかし、彼自身注では家族を故郷に置いて亡命してきた可能性を認めている. デュンヴァルトは他の史料との比較から、ザルメンハウスの用いた倍数の問題性を指摘し、本文のような結論に達した. これにより、私が長老会文書を読みながら感じた違和感 — 詳細な記録でありながら、流入・流出者の記録が明らかに少ない — が払拭された. 他のゲマインデの推定値は、1574 年 5 月ゴッホ、ヘネップ、レーズ、エメリヒの改革派ゲマインデが共同で一説教師を雇った際、彼の俸給年 85 ターラーを分担した割合に依拠している(エメリヒの人数を規準にして計算).

亡命者の出身地については、ヴェーゼルについてのザルメンハウスの研究が手がかりを与えてくれる。それによると、出身地の判明している 419 人のネーデルランド人を広義のホラント(ホラント、ゼーラント、フリースラント、ドレンテ、オーフェルエイセル=北部)・フランドル(フランドル、ヘネガウ=西部)・ブラバント(ブラバント、リュティッヒ、リンブルフ=南部)・ヘルダーラント(東部)・その他に 5 区分すると、それぞれ 68 人(16.2%)、96 人(22.9%)、112 人(26.7%)、116 人(27.7%)、27 人(6.4%)となるという。比較的ドイツに近い地域が多いが、ほぼネーデルランド全体から来ている「37」、ザルメンハウスは南部諸州出身者はもっと多いはずだと考えており、史料上の制約を強調しているが、アールツによると経済先進地であるフランドル・ブラバントが 1555 年当時ネーデルランド全体の人口の 70%を占めていたこと「38」、南部でスペインの勢力が相対的に強かったことを考えても、その蓋然性は高い。なお、北ネーデルランド=後のオランダと、フランドル、ブラバントではゲルマン系のオランダ語(フラマン語)が話されており、そこの出身の亡命者は、言語面ではヴェーゼルにおいて不自由を感じなかった。しかし、現在のベルギー南部にあたる地域では、フランス語系のワロン語が話されていた。ワロン人亡命者が独自の説教師を必要としたゆえんである。

他方その職業構成については、同じくザルメンハウスの研究によると、ヴェーゼルで職業の判明する 238 人の内、商人が 135 人、ボンバジン織工が 58 人、トリップ織工が 47 人、縁飾り工が 42 人、乾式仕上げ工が 32 人、羅紗商が 14 人存在する. これらは 16 世紀にヴェーゼルでツンフトを形成する職種と重複している(③)が、この点については別稿で論じねばならない. ただしこの点に関して注目すべきは、当時各地の都市当局や君主が、経済力の強化を意図して、よそ者の技術者をしばしば招聘していた、という事実である. 経済的先進地域であるネーデルランドの商工業者であれば、こうした情報は商業ネットワークを通じて、日常的に耳に入っていた可能性が高い. その際、各地の教派状況に関する情報も、入手できたであろう. 彼らが亡命先や亡命の経路を選択する際に、これらの情報は手がかりを与えていたものと思われる.

亡命者の教派については、おそらく多数がカルヴァン派であったと見られている。ただし北ネーデルランドからは、再洗礼派の亡命者が多数出た。また数は劣るが、戦火を逃れて亡命するカトリック教徒などの存在も確認できる(40). ヴェーゼル長老会は、このうちカルヴァン派を組織して

⁽³⁷⁾ Sarmenhaus, a. a. O., S. 19-21.

③ エーリック・アールツ (藤井美男監訳) 『中世末南ネーデルラント経済の軌跡』(九州大学出版会, 2005年),52頁.

⁽³⁹⁾ Sarmenhaus, a. a. O., S. 21-22. 中世ヴェーゼル市はその商業的発展に比して手工業ツンフトの未発達な都市として知られている (Erich Liesegang, Niederrheinisches Städtewesen vornehmlich im Mittelalter. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte der clevischen Städte, Breslau, 1897, S. 674) が、亡命者による技術移転に際してツンフトが相次いで設立されるようになる。ヴェーゼルは16世紀にはボンバジン生産に特化した。このボンバジンとは、ニュプリング、ザルメンハウスによればツォイク (新毛織物)を、スネラー、ライニングハウス、フォン・ローツ-コルスヴァレムによればバルヘントを意味する。トリップも新毛織物の総称である。

⁴⁰ 石坂「16世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住」313-314 頁.

いた.

2. 長老会組織

1544 年頃, ヴェーゼルで亡命者独自のゲマインデが形成されたが, 史料上の制約ゆえにその実態は良く分かっていない⁽⁴¹⁾. しかしその組織は, 1568 年の「ヴェーゼル教会会議」から, 1571年のエムデン教会会議を経て, 1572年のヴェーゼル・クラッセ設立までの間にかけて, おそらくは整備されたと考えられ、この頃からその内部にかかわる文書も登場する⁽⁴²⁾.

この長老会組織は、従来「ネーデルランド人亡命者ゲマインデ」(フラマン人・ワロン人)とほぼ同義と見られていた。しかし例えばヴェーゼル等の都市では1570年代には改宗した在地住民も組織されており、またその割合は徐々に増加している。デュンヴァルトは公国の各都市の状況を調査し、こうした概念上の混乱を鋭く指摘した(43).

次に,長老会組織の内部構造に目を向けよう.ニーダ-ラインの長老会は,4段階の教会会議組織という.ユニークな組織を下から形成した.

まず、最末端の組織として、ゲマインデ長老会が挙げられる.この組織は四職制により特徴づけられる.その第一の職制は長老である.長老は聖職領域でのゲマインデ統治職であり、またゲマインデを対外的に代表する存在である.俗人がこの職に就くことも、カルヴァン派の特色である.第二の職制は執事である.執事の業務は金銭管理や貧者・老人・病人の世話であり、つまりは世俗的な側面で長老を補佐する職である.やはり俗人がなるが、1578-81 年のヴェーゼルでは、珍しく女性もこの職に就くことが可能であった.第三の職制は教師である.教師は聖書解釈と教育を行なう.ただしヴェーゼルでは資金難のため、都市の教師が代行していたように見受けられる.最後に説教師(牧師).彼の職務は当然説教と聖務などである.これもヴェーゼルでは都市の司牧者が代行していたが、ただしワロン人には言語上の理由から独自の説教師が存在した(44).

長老・執事の選出については、長老会が候補者の中から各同郷団 (naty) の長老候補2人と 執事候補2人を選出し、各同郷団はその団の長老会成員の住居で長老・執事各1名を選出、同票

⁽⁴¹⁾ Schilling, Niederländische Exulanten, S. 88. 1555 年 10 月には市参事会はよそ者に 2 つのゲマイン デの創設を許可し、ワロン人に聖霊礼拝堂を、イングランドからの亡命者にアウグスト教会の使用を 許した (Sarmenhaus, a. a. O., S. 12).

⁴² ヴェーゼル教会会議については、Herbert Frost, Der Konvent von Wesel im Jahre 1568 und sein Einfluss auf das Entstehen eines deutschen evangelischen Kirchen-verfassungsrechts, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonistische Abteilung Bd. 56, 1970, S. 325-387参照. ニーダーライン以前に、フランスのカルヴァン派も教会会議組織を築いている。ヴェーゼル教会会議には、亡命経験のあるカルヴァン派が各地から集まってきており、彼らを通じて他国の教会会議の情報が得られたものと思われる。

⁽⁴³⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 14-15. ここから改革派ゲマインデにおける在地住民の意義についての問題が 生じる.

⁽⁴⁴⁾ Einleitung in: Communio et mater fidelium, S.22. 女性執事問題は 1581 年ミッデルブルフで審議され、禁止された.

の際は籤引きを行なう、という形式をとっていた.ここから分かる通り、長老会組織は決して近代的な意味での民主主義的な組織ではない.むしろここには、長老会はゲマインデではなくキリストから委任を受けた者であるという、強い選民意識が見受けられる(45).このことは、長老・執事になる者の出身階層とも無縁ではない.規定上それらの職制には誰もが就くことができたが、事実上は富裕な者に限られた.例えば救貧のための喜捨を要請されたり、対外的な代表として他都市へ旅をしなければならない長老には、富裕な者以外はなかなか就けなかったのである.こうした人々からなるゲマインデ長老会の会議は、ヴェーゼルではほぼ毎週、通常10人前後が集まって開かれた.

彼らは都市の街区とは異なる活動の単位をもっていた.上記の同郷団(naty)と地区 (Quaertier) である.前者の区分は時期ごとに異なり,ゲマインデの内部構成の変化を物語っている.即ち 1574 年 2 月時点ではフランドルとホラント・ヘルデルンとブラバントの 3 つ,1574 年 4 月~1579 年 8 月にはフランドルとホラントとヘルデルン・ユーリヒとブラバントの 4 つ,1580 年 2 月~8 月にはフランドルとホラントとヘルデルン・ユーリヒとブラバントの 4 つ,1581 年 2 月~8 月にはフランドル・ホラントとヘルデルン・ユーリヒ・クレーフェとブラバントの 4 つ,1582 年 8 月以降はフランドル・ホラントとユーリヒとクレーフェとブラバントの 4 つ,1582 年 8 月以降はフランドル・ホラントとユーリヒとクレーフェとブラバントの 4 つである.ブラバントが一貫して単一の同郷団を形成しており,またヘルデルンが 1582 年時点で同郷団の名称から消え,徐々に在地住民(ユーリヒ・クレーフェ)の割合が増大していることがうかがわれる (45).なお 1574 年 1 月の長老会名簿によると,128 人中ホラント同郷団は 17 人(13.3%),フランドルは 46 人(35.9%),ブラバントは 34 人(26.6%),ヘルレは 31 人(24.2%)であった (47).他方後者の区分は都市南・マテナ南(郊外市オーベルンドルフを含む)・都市北(郊外市シュタインヴェークと都市を含む)・マテナ北の 4 つであり,1573 年 11 月 2 日の長老会名簿ではそれぞれ 30 人(25.4%),18 人(15.3%),31 人(26.3%),39 人(33.1%)が帰属していた (48).

1572 年にはクラッセ教会会議が成立した.上記ゲマインデ長老会に加えて、「必要と事情」次第で「3 ないし6ヶ月ごとに、近隣教会のクラッセ集会も開かれるべきである」と、エムデン教会会議で定められている.続く規定では、フランクフルト教会、ハイデルベルクのフランス語教会、フランケンタール教会等が一つのクラッセ集会を構成し、ケルン、アーヘン、トリーア、リンブルフ、ユーリヒ領の教会がもう一つのクラッセを構成し、「ヴェーゼル、エメリヒ、ゴッホ、レーズ、ヘネップおよびクレーフェラントの他のいくつかの教会は、第三のクラッセ集会を作るべきである」ことが定められている。エムデンは別のクラッセを形成した。さらにアントウェル

⁽⁴⁵⁾ Communio et mater fidelium, S. 19, 121.

⁴⁶⁾ Communio et mater fidelium の Einleitung と選挙記録参照. 同化の進展は亡命者の市民権取得,混血, そして 1570 年代には改宗した在地住民の存在による (Sarmenhaus, a. a. O.).

⁴⁷⁾ Communio et mater fidelium, S. 149-152 (Zwischen dem 4. und dem 18. Januar 1574) 参照.

⁴⁸ Ebenda, S. 125-128 (Op 2 november [1573]). マテナとは、ヴェーゼル最大の郊外市の名である.

ペン、デン・ボス、ブレダ、ブリュッセル、ブラバント諸教会が一つ、ヘント、オウデナールデ、フランデレン諸教会等が一つ、アルマンティエール、ヴァランシエンヌ等ワロン語を話す諸教会が一つ、アムステルダム、デルフト等のホラント、オーフェルエイセル、ヴェストフリースラント教会が一つのクラッセを成し、またイングランドの教会もクラッセに分割されるよう、定められた. これらクラッセ集会は、教会規律問題の第二審や役職者の監視、教義の審議等を担当した(49).

さらにその上位には、1578年に地方教会会議が形成された。エムデン会議では、「さらに、ドイツとオストフリースラントに散在している教会は、毎年一度他の教会のもとへ来るべきである;同様に、イングランド人は自分達の下で開き、十字架の下にある教会(= ネーデルランド教会)も、自分達のもとでそうすべきである」と定められている。ここには各クラッセから、1~2名の牧師(minister, dyenaer)と同数の長老ないし執事が派遣され、「不必要な問い」を排除するために、長老会とクラッセ会議で調停されえなかったことと、その地方の全教会に関わる事柄のみが、論じられた(50).

最後に、「2年ごとに、全ネーデルランド人教会の総会を開くべきである」と定められている⁽⁵¹⁾.これに従って、ヴェーゼル長老会も、例えばミッデルブルフやドルドレヒトの教会会議と連絡をとっていた。後に1610年、ニーダーラインで大教会会議が形成されると、この時点でニーダーライン改革派は、ネーデルランドのそれから組織上切断された⁽⁵²⁾.

このようなニーダーラインにおける下からの改革派教会会議組織の形成は,一つには J. F. G. ゲータースによって「離散プロテスタンティズム」と表現された,改革派亡命者の状況に由来した (53). 彼らが多数のカトリック・ゲマインデに囲まれながら,自律的な集団として生き延びていくためには,こうした組織が必要であった.またそうした性質の組織である以上,4 段階の最末端であるゲマインデ長老会に,大きな自律性が委ねられたことは当然であった.

異郷の地に散在して存在した長老会にとって、儀礼や教義をどこまで厳格に統一すべきかは、難しい問題であった。「[5] フランス語教会の人々がジュネーヴのカテキスムに、ドイツ語教会の人々がハイデルベルクのカテキスムに従うべきことを、兄弟たちはまた良いことと見なした。ただし幾つかの教会が、他の形式ないしやり方の子供用教理をもち、それが神の御言葉と同様であるならば、これを変えることを強制されるべきではない、ということも [良いことと見なした]」という規定や、「彼らの事情と必要に従って」という留保の頻出は、そのことをよく示している。また、アディアフォラ (midde [I] matige dingen、adiaphora) 規定も3つ設けられている。

⁽⁴⁹⁾ Ebenda, S. 136 ([7], [10] ~ [12]), S. 146-147 ([1] ~ [9]).

⁵⁰ Ebenda, S. 136 ([8]), S. 147 ([6] ~ [8]), S. 147-149 ([1] ~ [16]).

⁽⁵¹⁾ Ebenda, S. 136 ([9]), S. 149.

⁵² 村山聡『近世ヨーロッパ地域史論』(法律文化社,1995年)101~106頁参照.

⁵³ Johann Friedrich Gerhard Goeters, Die Entstehung des Rheinischen Protestantismus und seine Eigenart, in: Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 58, 1994, S. 149-201, hier S. 201.

「[20] 洗礼において証人をとるのかとらないのかを、私たちは非本質的であると見なし、それゆえに別のことが総会で決議されるまで、教会で受け入れられてきた慣習が踏襲され、各教会の自由に委ねられるべきである」。その他、[19] では洗礼における灌水を1度とするか3度とするかが、[21] では聖餐を受ける際、皆が進み出るか、皆立っているか、あるいは皆座っているか等が、自由事項であると規定されている(54)。

エムデン教会会議以降、その規定にしたがって、長老会組織、クラッセ集会、地方教会会議が整備されてゆく、その過程で、おそらくは各地の状況報告を話し合いつつ⁽⁵⁵⁾、徐々にカルヴァン派の教義が鮮明となってくる、聖体拝領者のひざまずく行為が、1587年ドルドレヒト教会会議で禁止されたのも、その一環である。

カルヴァン派神学は、まずは亡命者神学として発展した。教会会議のネットワークは、末端の 長老会に大きな裁量の余地を与えながら、それらを緩やかに統合した。それらは在地住民と亡命 者との摩擦を回避し、各地に長老会を根付かせながら、徐々に重視すべき教義と重視する必要の ない教義とを分け、カルヴァン派の教義を鮮明化していった。

さらに、1570 年代という時期を考慮に入れるならば、上記のネーデルランド総督とクレーフェ公による干渉への対応という要因を考えねばならない。この点を考慮して、教会会議組織形成をゲータースは「今や開始された当局による封じ込めと、伝統的教会秩序の枠内での公然たる存在可能性の喪失に対する、改革派の対応」と表現し、またコナースマンは、領邦君主側のカトリック教派体制化とゲマインデ側の改革派教派体制化との相互作用と見たのである⁽⁵⁶⁾。デュンヴァルトも、改革派亡命者の教会組織が臣民への公の介入の障害となったことを認めている。

では、このようなネットワークは、ヴェーゼル長老会の具体的な活動や、教派体制化の動向に、 どう関わっていたのであろうか.

第三章 長老会のネットワークとその歴史的意義

長老会のネットワークは、主として書簡・証明書のやり取りと人の行き来から成る。その具体的な状況を知るため、まず書簡の内容の分類を試みる(57)。

1573~82年の長老会文書には、ヴェーゼル長老会から出された書簡が97通記録されている.この限られた史料について、その名宛人を分類してみるならば(重複あり)、以下のようになる.

⁵⁴ Communio et mater fidelium, S. 136-138. アディアフォラとは、「信仰生活にとって非本質的なことであるから、これを保持するかどうかはどちらでもよいこと」を指す (『キリスト教大事典 改訂新版』(教文館 1968年), 24頁).

⁽⁵⁵⁾ Ebenda, S. 143-146.

⁵⁶⁾ Konersmann の書評参照.

⁽⁵⁷⁾ Communio et mater fidelium, S. 639-646 に、ヴェーゼル長老会文書に収載されている書簡の一覧がある.

まず、クレーフェ公国内部へ宛てた書簡は52通であり、その内エメリヒ宛て9通、レーズ宛て8通、アルペン、メールス、ノイエナールの伯にしてベドブルクのヘル宛て7通(アドルフ2世宛て1通、女伯宛て4通、ヘルマン宛て2通。なお、ベドブルク牧師宛て1通)、クレーフェ市宛てが5ないし6通(公の評議員宛て1通を含む)、フローネンボルク、ホール、ミレンドンクのヘル宛て4通、クサンテン宛て3~4通、ゴッホ宛て3通、ヘルストゲン宛て3通が目を引く、その他、近隣宛て3通、クラッセの諸ゲマインデ宛て2通、一般宛て4通と記されている書簡が、上記エメリヒ、レーズ等に送られたことはほぼ確実であろう。続いてその他のドイツ都市宛て書簡は16通であり、ニーダーライン随一の経済都市ケルン市宛て4通と、ユリヒ・ベルク・マルクとのつながりの薄さが目を引く、ネーデルランド宛て書簡は31通あり、特にドルドレヒト市(南ホラント)宛て9~11通、スヘルトーヘンボス(北ブラバント)宛て4通が目を引く、その他、イギリスのノリッジ説教師にも書簡を送っていることが注目される。なお、長老会文書の索引を利用しつつ、上記の名宛人が長老会文書に登場する条項数を確認しても、ほぼ同様の傾向が見られる。ヴェーゼル市の長老会がエメリヒ、レーズ、クレーフェを始めとする公国内都市と密接な連絡をとる一方、他の同君連合の諸邦とのつながりよりも、ネーデルランドとのつながりを重視していたこと、とりわけドルドレヒト市とのつながりの重要性が確認される。

他方、書簡の内容を分類すると、以下の4領域に大別できる。すなわち、第一にクラッセ集会その他の教会会議関連の案内状や出欠確認状、第二に説教師の招聘・仲介・給養に関する書簡、第三に救貧を中心とする経済的支援や募金の要請状、第四に教義規律、風紀規律、証人等に関する教会規律関連の書簡である。以下、長老会記録や書簡の内容を具体的に検討しながら、それらのネットワークが亡命者の生存・長老会の存続やクレーフェ公国の国制にとって果たした役割を考察していこう。

1. 経済的支援

ネーデルランド人亡命者の中には、資産を売却した上で計画的に一族を各地に亡命させ、経済的ネットワークを築き上げた者もいる. しかし、亡命者の少なからぬ部分が無一文でヴェーゼルへ来て、貧しい生活に甘んじていたのも事実である. それゆえに改革派ゲマインデにとって、救貧制度は中心的な役割を果たしたのである⁽⁵⁹⁾.

ヴェーゼルは「小アントウェルペン」と呼ばれる、ニーダーライン改革派亡命者の拠点であった。ヴェーゼル長老会は彼らの扶養のために、毎年大抵冬の初めに、他のゲマインデないし個人に無心状を送っている⁽⁵⁹⁾。その宛て先は、ハンブルク改革派ゲマインデ、ケルン改革派ゲマインデ、ノイエナール伯等である。例えば 1573 年秋、「ヴェーゼルのよそ者貧者 [担当] の執事」は

⁽⁵⁸⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 134ff.

⁽⁵⁹⁾ Ebenda, S. 135. ただし, 1578 年にヴェーゼル街区代表は, 貧者のための私的な募金の禁止を, 都市 当局に要請している (Communio et mater fidelium, S. 71-74).

アルペン,ノイエナール等の女伯に宛てて請願を出しているが,その際「貧者は全く多すぎ,富者は少なすぎる」ため,「神の掟,また最初の使徒のゲマインデにおける,キリスト者としての非常に愛に満ちた慣習にしたがって」,その困窮を女伯の慈悲に委ねている⁽⁶⁰⁾.このような訴えに対し,ケルン改革派ゲマインデは,1572年,1575年,1580年にヴェーゼル・ゲマインデのために募金を行っている.またオラニエ公ウィレムの義兄弟であるノイエナール,メールス,アルペンの伯ヘルマンは,フェルティウス経由でヴェーゼルに金を届けている.デュンヴァルトは「ノイエナール伯はゲマインデに対して,一種の後見権を行使していたように思われる」と評している⁽⁶¹⁾.

ヴェーゼル改革派長老会は、こうした外部からの寄付金や自己負担金によって、都市の財政に 負担をかけることなく、かろうじて自己の救貧制度を維持した。この制度は信徒の規律化に際しても、一定の役割を果たした。ヴェーゼルのマテナ北に住む、ブラバント同郷団に属するボンバ ジン織エペーター・ラッシンの死後の、その妻子の揉め事の際に、ヴェーゼル長老会は審議、警告、家庭訪問、召喚を経て、1581年2月「彼女が兄弟たち(= 長老会成員)の助言に従おうと しない場合、兄弟たちは彼女が困窮しているときにも、彼女を助けようとはしないということを、ペーター・ラッシンの妻に、ヨハン・ハイトフェルト氏を通じて長老会の名において告知した」(62)。11月、故ペーターの妻は罪を告白し許されたが、息子には改悛が見られず、息子を支援してはならないとされた(63)。このように、長老会間(ノイエナール伯も含むが)のネットワーク= 水平的統合は、一長老会内部の垂直的統合についても、一定の寄与を果たしたと見られる。

以上のように、ヴェーゼル長老会はそれ自体において完結した組織では決してなく、他都市の 長老会や貴族からの資金援助に支えられた存在であった。

2. 説教師の確保

ヴェーゼル市では、都市の説教師が亡命者への洗礼や聖餐を担当していたようである。しかし、 ワロン人たちはワロン語を話す独自の説教師の確保に努力していた。1570年前後、おそらくは クレーフェ公の意向を反映して、ヴェーゼル市での「フランス語での聖務」の禁止令も出されて いる⁽⁶⁴⁾. しかし、実効性は無かったようである。むしろヴェーゼル市は、他の都市にカルヴァン 派の説教師を供給するネットワークにおいて、要の位置を占めていたように見える。

例えば、1581年2月23日の長老会記録によると、プファルツから来た説教師エラストゥス・ラウターバハが、ヨハン・ハイトフェルトを通じて教会勤務を希望した。その際、「教会役職者を持つことをクレーフェ、ゴッホ、エメリヒ、レーズの成員が申請したため、それについて彼ら

⁶⁰ Communio et mater fidelium, S. 207.

⁽⁶¹⁾ Dünnwald, a. a. O., S. 135.

⁶² Communio et mater fidelium, S. 547 (Op 20 februarii 1581).

⁽⁶³⁾ Ebenda, S. 586 (Op 15 november 1581).

⁽⁶⁴⁾ Ebenda, S. 46-47.

の助言を得るため、[エメリヒ、レーズ、クレーフェ説教師] パンクラティウスとゲマインデへ書簡を書くべきことを、[長老会は] 決議した」という⁽⁶⁵⁾. ヴェーゼルが周辺都市の改革派ゲマインデに、流入してきた説教師を仲介する様子がうかがわれる。ラウターバハはコーブルク出身で、ラインヘッセンで牧師となったが、1577 年カルヴァン派として追放された。彼は 1581 年以降ヴェアターブルッフに滞在し、その後バーデンに移動した。1581 年 7 月 27 日にはクレーフェ公らがレーズの都市政府に対して、私邸での秘密集会や、とりわけヴェーゼルから来るよそ者によるもぐりの説教(winckelpredigen)に対して、措置を取るように命じている⁽⁶⁶⁾。

他都市への書簡においても、説教師の招聘・仲介・絵養に関するものは多い.上記パンクラティウスのように、諸都市が共同で一説教師を雇用した例も見られる.1579年10月8日、ヴェーゼル市内に集まったクレーフェ・クラッセの名において、エメリヒ、レーズ、クレーフェの人々から、欠席したゴッホの人々に宛てて書かれた、書簡の写しが残っている.それによれば、レーズとエメリヒの人々は「御言葉の役職者を一人招聘したが、(最も富裕な兄弟姉妹の退去と共に)その扶養に必要なだけのものを、今や調達できなくなった」.それにより「[説教師扶養の] 手段を欠いたまま、ゲマインデが根付かなかったり地に落ちたりすることの無いように、あなた方の援助によりキリストの御国を準備し」、「飢え渇いている人々に神の御言葉のパンを分配する」ことを、彼らは要請している.その前の書簡では、彼らは「クレーフェとカルカールのゲマインデが、彼らの役職者の下で聖務を行うことを、許すか否か」について話したという.しかしそれについて、エメリヒとレーズの兄弟たちは不満のようである.「というのも、クレーフェ教会は未だ非常に無力であり、カルカールのそれは全く衰退しており、教会再興の望みはもはや無いように思えるから」であり、だからこそ一層彼らは、エメリヒとレーズのゲマインデを支援するよう、ゴッホのゲマインデに訴えるのである。(57).

ところで、自分の信ずる教派の聖職者から聖礼典を受けたいという願いは、ときに他都市で聖礼典を受ける人間を生み出す。後述するとおり、ヴェーゼル長老会でもそれは問題とされた。しかし例えば、ヴェーゼルのルター派(正統ルター派以外は、あまり長老会文書に登場しない)についても、市内ではなくエッセンで聖務を受ける者もいたことが確認されており、「第二の教皇派(dobbelde Papisten)」として都市説教師フェルティウスに批判された(68)。他方、再洗礼派も外部からの巡回説教師によって、緩やかに組織されていた。

人の移動が絶えないニーダーラインにおいては、こうしたもぐりの説教師が各地を巡回し、非 公認の小ゲマインデを支えていた、ここでも教会間のネットワークが、各地のゲマインデの存立 に対して、重要な役割を果たしている、当該地域の多教派化は、こうした説教師の活動によって

⁽⁶⁵⁾ Ebenda, S. 549 (Op 23 februarii [1581]).

⁽⁶⁶⁾ Ebenda, S. 95-96.

⁽⁶⁷⁾ Ebenda, S. 455-456.

⁽⁶⁸⁾ Ebenda, S. 29.

促進されていった.クレーフェ公によるカトリック教派体制化の挫折は、彼らの地道な活動の成果でもあったといえよう.

3. 教会規律の果たした役割

カルヴァン派はカトリックに対抗して多くの秘蹟を否定したが、再洗礼派と異なり洗礼と聖餐は体制的措置として行った。すなわち全てのゲマインデ成員は、洗礼と聖餐の際にはゲマインデの教会でゲマインデの聖職者からそれらを受けねばならなかったのである(聖餐共同体)。その際、聖餐を受ける者は清い存在でなければならず、例えば他の成員との争い等を予め解決しなければ、それに与ることは許されなかった。ここから、全ゲマインデ成員が参加義務を負う現世の「目に見える教会」と、真の信仰者から成る真実の「見えざる教会」との矛盾という問題が生じる。この矛盾を解決する主要な手段こそ、カルヴァン派の教会規律であった(⑥)。ヴェーゼルの改革派ゲマインデもまた、こうした理解を共有していた。しかし、16世紀後半の大量の亡命者 = 見知らぬ人々の出入りの中では、上記の矛盾もまた従来以上に大きかったと言わねばならない。カルヴァン派内部において教会規律が重視された背景には、こうした事情も伏在していたのである。

長老会による争いの調停には、神学上のみならず実際上の要請もあった。常に追放の危険にさらされていた亡命者たちにとって、長老会による調停は在地住民との無益な軋轢を避け、都市当局による介入以前に仲間内で事を収める役割を果たしていた。また、不安定な生活を強いられた信徒の、道徳的な転落を防ぐ「防波堤」としての役割も果たした(70).

争いが生じ、長老会で議題に上がった場合、まず長老会は使者を派遣し、関係者からの聞き取りや助言を行った。次いで関係者が長老会に召喚され、事情説明、訓告・叱責等が行なわれる。しかし、上記のラッシンの遺族のように、出頭しない者や繰り返し指導を受ける常習者も存在した。そのような信徒には聖餐停止が行われ、それでも効果が無い場合、その後教会会議での審議の後、教会から最終的に破門されることもあった。ヴェーゼル長老会は都市聖職者と親密な関係を築いており、しばしばこうした調停に関しても彼らの助言を仰いでいる。聖俗の権力の裏付けを持たない、未だ亡命者主導の長老会にとって、都市説教師との交流は重要な意味をもった。特にヨハン・ハイトフェルトは「マテナのヤン氏」と呼ばれ、しばしば長老たちの相談役となり、後には長老会に参加した。

上記のような争いは、社会生活上の問題でのみ生じたわけではなく、神学上の問題をめぐって も生じた、そもそも 16 世紀段階においては、未だ教派間の差異は流動的であり、支配者の改宗、

⁽⁶⁹⁾ Heinz Schilling, Reformierte Kirchenzucht als Sozialdisziplinierung? Die Tätigkeit des Emder Presbyteriums in den Jahren 1557-1562, in: Wolfgang Ehbrecht und Heinz Schilling (Hg.), Niederlande und Nordwestdeutschland, Köln/Wien, 1983, S. 261-327, hier S. 272-276.

⁽⁷⁰⁾ 須永前掲論文. 230 頁.

相対的な寛容政策,越境的な聖務参加等により,教派的混合形態も頻繁に見られたと言われる(**).信仰ゆえに亡命した者たちにとって,信仰一本槍の生活が困難であるとはいえ,こうした混合形態を容認できない人々もいた.ヴェーゼル市でもそれは例外ではない.フィリップ主義の司牧者を戴くヴェーゼル市の聖務において,カトリックの残滓が見られるといった指摘がしばしばなされた.それは例えば,司牧者の白い長外衣(1581年廃止),未聖別ホスチア(1581年まで),俗人杯の欠如,ひざまずく聖体拝領者(1587年ドルドレヒト教会会議で禁止),祭台布・磔刑像・蝋燭付きの祭壇の存在,ラテン語の歌(1578年聖ヨハネ修道院の修道士が驚く),歌謡「我等が救世主イエス・キリスト」(1578年廃止への抵抗が見られる)等である.こうしたカトリック的「典礼」の残存を口実として,都市説教師に妥協的な長老会に反抗し,聖務を欠席する者やよそで受けるものが存在した(**2).

たとえ長老会が熱心に教会規律を根付かせようとしても、信徒たちが他のゲマインデで聖務を 受けるようでは、その実効性は弱くなる、また、他都市で不祥事を起こしてヴェーゼルに逃亡し てくる者もいた.それゆえに.長老会は人の出入りの際.証人による身元確認や証明書の発行を 行った(*3). また他の改革派ゲマインデと頻繁に連絡を取り合い、絶えず情報交換を行っていた. こうした情報の入手は、規律化の成否を左右する重要な要因であった、一例として、1576年6 月 18 日付けで、スヘルトーヘンボスに宛てて出されたと見られる、ゲラルドゥス・ラーレニウ スに関する証明書を見てみよう. 彼の審査のための証言として、ヴェーゼル低地ドイツゲマイン デ長老は、「良いこと以外にありません」と答えている、「ただし彼はここに長くいたわけではな く、よそで勤務していたので、私たちは彼がそこから持参した証明書に基づいて」報告している. その上で、「良い人を手に入れるのですから、神の掟と聖なる使徒の教えにしたがって、十分か つ穏当な俸給を支払うよう,それだけはお願いします」と続く(゙⁴).ラーレニウスは,1568 年の ヴェーゼル教会会議にも出席している説教師・教師であり、都市北地区 (1573 年)・ヘルデルン 同郷団 (1574年) に属していた. しかし 1574~75年にはエメリヒ, レーズ, ゴッホの説教師に なっていた. なお、1571年のエムデン教会会議では、「教会役職者は、クラッセ集会ないし、少 なくとも2ないし3人の近隣の説教師の助言と共に、長老会によって召命されるべきである」と されている^^5.ヴェールト出身の説教師ゼルファティウス・ヨハンネス・ヴィナンディ・ネラー ヌスが、1576年ゴッホ、エメリヒ、レーズ、ヘネップの説教師として務める際、その点が確認

⁽⁷¹⁾ Ernst Walter Zeeden, Grundlagen und Wege der Konfessionsbildung in Deutschland im Zeitalter der Glaubenskämpfe, in: Historische Zeitschrift, Bd. 185 Heft 2, 1958, S. 249-299 や踊前掲書, 14~17 頁参照.

⁽⁷²⁾ Communio et mater fidelium, S. 26ff. 1576 年には街区代表の提案で、ヴェーゼル当局は、よそで聖礼典を受けるよそ者の追放を決定している (Communio et mater fidelium, S. 60-61).

[「]③ 17世紀にヴェーゼル市当局がカルヴァン派へ公式に改宗した後,市民の受け入れに際して長老会の証明書が参照されるようになる. Adolf Langhans (Bearb.), a. a. O. 参照.

⁽⁷⁴⁾ Communio et mater fidelium, S. 277 (Anno 1576, 18 junii. Attestatybrief voor Gerardus Larenius).

⁽⁷⁵⁾ Ebenda, S. 136 [13].

されている⁽⁷⁶⁾. 彼はマーストリヒト方面からクレーフェ公国へ来て, やがてゲマインデに無断で ドルドレヒトへ移り, 教会会議で問題となった⁽⁷⁷⁾.

このように、カルヴァン派の教会規律は単なる神学上の問題にとどまらず、亡命者と在地住民との摩擦回避の手段でもあった。ただし、当該時期のヴェーゼル長老会が、成員をどれだけ規律化できたか、という点については留保が必要である。むしろ彼らの活動は、社会的規律化=教会規律の強制というよりは、社会的調整=その都度の問題点の除去という方が実態に近いであろう(78)。また長老会は証明書の発行や証人からの聞き取りによって、受け入れるべき成員の選別をも行っていた。ここでも教会間のネットワークが重要な役割を果たしている。カルヴァン派の教会規律とネットワークは、成員の規律化には至らなかったとしても、ニーダーラインにおけるカルヴァン派教会の定着にとって、重要な寄与を果たした。それは、下からのカルヴァン派教派体制化の動きへとつながってゆく。

おわりに

16世紀後半のネーデルランド反乱を背景として、隣邦クレーフェ公国には大量の亡命者が流入した.クレーフェ公国には、クレーフェ公とその評議会、領邦議会、都市当局といった多様な統治権力が存在しており、それぞれ教派体制化の主導権をめぐって競合していた。ネーデルランドのスペイン総督もそれに介入した。このような状況下で、亡命者問題はまさしく彼らの争点の一つとなった。結論的には、都市当局の主導下に亡命者の受け入れがなされた。その代表的な都市が、クレーフェ公国第一の商業都市ヴェーゼルであった。

ヴェーゼル市は、ネーデルランドと地理的に隣接し、日常的に商業取引を行っていた。またヴェーゼル市は、クレーフェ公国の代表的なプロテスタント都市でもあった。さらに、当時この都市は主要産業である毛織物工業の不振に悩んでおり、ネーデルランドからの新技術の移転を切望していた。したがって 1544 年以来、ネーデルランド人亡命者がここに流入し、1568 年頃には 1000人弱に達したと推定される。1582 年時点で、亡命者のうちおそらく半数以上は、カルヴァン派長老会に組織されていたと見られる。彼らを通じた技術移転による、都市の経済発展は、ヴェーゼル市におけるカルヴァン派の定着を確かなものとした。1570 年代以降、この都市を中心に、ニーダーラインのカルヴァン派教会会議ネットワークが形成されてゆく。

ニーダーラインのカルヴァン派は、4 段階の教会会議を形成した、まずヴェーゼルのゲマイン デ長老会は、長老・執事・教師・説教師の4つの職制を備え、前二者は長老会が選んだ候補者の

⁽⁷⁶⁾ Ebenda, S. 267 (Op 12 martii 1576).

⁽⁷⁷⁾ Ebenda, S. 456-457.

⁽⁷⁸⁾ Winfried Schulze, Gerhard Oestreichs Begriff "Sozialdisziplinierung" in der Frühen Neuzeit, in: Zeitschrift für Historische Forschung, Bd. 14, 1987, S. 265-302.

中から選出された.彼らはほぼ毎週会議を開き、3~4つの同郷団と4つの地区という、独自の活動の単位を通じて、選挙、救貧、社会的調整等を行っていた.

ゲマインデ長老会の上位に、クラッセ会議が存在した、クレーフェ公国諸都市の長老会はこれに組織され、年に数回会議が開かれた、ここでは、ゲマインデ役職者の監督、教会規律の上級審、教義問題の討議等が行なわれた。ヴェーゼル長老会は、ここで主導的な地位を占めていた。

そのさらに上位に、ニーダーラインとオストフリースラントを管轄する地方教会会議と、亡命ネーデルランド人教会全体の総会 = 大会も置かれた. 1610 年にニーダーライン大教会会議が創設されるまで、ヴェーゼル長老会は、オランダ (ミッデルブルフやドルドレヒト) の教会会議とも連絡をとっていた.

ヴェーゼル長老会は、書簡や人の往来を通じて、これらの教会会議に組織されたネットワーク を維持していた.彼らは教会会議を通じて、いわゆる亡命者神学を形成し、末端のゲマインデ長 老会に大きな裁量の余地を残しつつ、他教派との差異化を図った.

ヴェーゼル長老会は、困窮した成員たちのために募金を集め、他都市のゲマインデと送金し合い、経済的に支えあった。諸ゲマインデの水平的統合に基づくその資金は、ときには救貧を通じてヴェーゼル・ゲマインデ内の垂直的な統合にも寄与する場合があった。また長老会は、説教師不在のゲマインデのために、説教師の仲介や審査を行い、各地のゲマインデの維持に尽力した。さらに彼らは、教会規律を通じて亡命者と在地住民との摩擦を最小限にとどめるよう努力し、証明書の発行を通じて亡命者の身元確認も行った。

こうしてカルヴァン派の教派ネットワークによって、各地の亡命者の生存と教会の維持、教義の明確化が図られた.ヴェーゼル都市当局に事実上公認されていた、この長老派教会会議に組織化されたネットワークは、「下からの」カルヴァン派教派体制化と解することができよう.これにより、クレーフェ公による「上からの」カトリック教派体制化は、実現されなかったのである.

こうした動向を実現させた要因として、ヴェーゼル都市当局側の動向を検討することが必要であるう。カルヴァン派亡命者は、高い技能をもち、ボンバジン等の新興産業を都市にもたらした。この経済的要因と都市当局サイドの対応との関連については、今後の研究課題としたい。